

[商 品 概 要 説 明 書]

令和5年12月1日 現在

1. 商品名	リフォームローン・ワイド	
2. お申込み年齢	・申込時年齢が満18歳以上で、最終返済時満76歳未満の方	
3. ご利用いただける方	以下のすべての条件を満たす給与所得者または個人事業者のお客様 ・同一企業(事業)を2年以上勤務(営業)の方 ・当組合の組合員資格を有する方(新規加入可) ・全国しんくみ保証(株)の保証を受けられる方 ・当組合の営業地域内に居住あるいは勤務されている方 ・反社会的勢力に該当しない方	
4. 資金使途	①リフォーム関連資金 増改築・修繕等資金、電化対応等資金、エコ給湯対応等資金、バリアフリー対応資金等 ②他金融機関のリフォーム資金に関するローンの借換資金 ※直近6ヶ月間延滞が無いこと ※店舗改装等のリフォーム資金、住宅ローンの借換は除きます。 ③住宅購入に伴う諸費用および住宅購入関連資金の一部 ※登記費用、引越費用、仲介手数料、その他保証会社が妥当と認めたもの	
5. 実行方法	原則、本人口座経由の振込指定といたします。 ※融資金が100万円未満かつ保証会社が認めた場合はこの限りではありません。 ※保証会社が必要と認めた場合は、工事着工確認後もしくは工事完了確認後の振込とします。	
6. お借入金額	・100万円以上1,000万円以下 ・借換の場合は、残高決済資金の範囲とします。 ・本ローンを含む総返済金の年間返済額が前年所得の40%以内とします。 ・本人所得には、同居する親族に限り、申込者の年収の1/2を限度として所得合算することができる。	
7. お借入期間	・15年以内 ・借換の場合は、最長期間を残月数を超える直近の6の整数倍以内とします。	
8. お借入金利	・変動金利方式のみ ・お借入金利は、お申込時ではなく、実際にお借入頂く日の金利が適用されます。	
	変動金利方式	・新規お借入時の金利は年2回、4月1日・10月1日の長期プライムレートを基準として各々6月1日・12月1日からの適用金利を決定します。 ・お借入後の金利は、年2回、毎年4月1日・10月1日の長期プライムレートを基準として行ないます。 見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日より適用いたします。 その場合、長期プライムレートの変動幅と同じだけ引き上げ、引き下げを致します。
9. ご返済方法	・毎月元利均等返済、元利均等ボーナス併用返済(お借入金額の50%までボーナス月増額返済もできます。)	
10. 保証人・保証料等	・保証会社の保証をおつけいただきますので、原則として別途保証人をたてていただく必要はありません。 但し、保証会社が必要と認めた場合には、この限りではありません。 ・保証料は金利に含まれます。 ・印紙代等諸費用は、別途ご負担いただきます。	
11. 担保		
12. 申込時必要書類	用意いただく書類 ①本人確認書類(運転免許証・健康保険証の写し)※顔写真のないものについては複数の資料にて確認させていただきます。 ②所得証明(源泉徴収票) ③建物の見積書等必要金額が分かるもの ④住民票抄本⑤工事請負契約書(建物) ⑥間取図⑦建築確認申請書(済書)⑧登記簿謄本(土地・建物) 記入いただく書類 ①ローン借入申込書(しんくみ保証)②お客さまの個人情報の取扱いについて(当組合用) ③個人情報の取扱いに関する同意書(しんくみ保証) ④変動金利制適用に関する特約書	

13. 事務取扱手数料

【新規融資事務取扱手数料】

新規融資実行	500万円未満	3,300円
	500万円以上1,000万円未満	5,500円
	1,000万円以上	11,000円

【繰上返済手数料】

全額繰上償還	当初借入額20万円未満	無料
	当初借入額20万円以上120万円未満	3,300円
	当初借入額20万円以上200万円未満	5,500円
	当初借入額200万円以上	11,000円
一部繰上償還	都度	全額繰上償還に同じ

【その他条件変更手数料】 11,000円

※ローン契約については所定の審査があり、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
※手数料にはいずれも消費税等が含まれます。

14. 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置		
	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用下さい。		
	【窓口：富山県信用組合総務部】		受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く）
	電話0763-33-3351		受付時間 午前9時～午後5時
	なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか当組合ホームページをご覧ください。		
	ホームページアドレス https://www.toyama-kenshin.co.jp		
	・紛争解決措置		
	東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）		
	第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）		
	第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）		
	上記センターで、紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記富山県信用組合総務部または下記窓口までお申し出下さい。		
	【窓口：（社）全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】		受付日 月曜日～金曜日（土日・祝日および協会の休日を除く）
	電話 03-3567-2456		受付時間 午前9時～午後5時
	住所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）		